厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第125回）	資料２
令和７年９月29日	

令和７年度税制改正に伴う介護保険制度の対応

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和７年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

○　令和７年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が出る。

○　**３年単位の計画期間（現在は令和６～８年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から**（※）、**令和８年度の第１号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断**し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとしたい（合計所得金額等が変わらなければ令和７年度と同額の保険料となる）。

（※）厳密な推計は困難だが、粗い推計では、全被保険者ベースで保険料収入の１%程度の影響が出る可能性があり、また、保険者によって影響額は異なる。

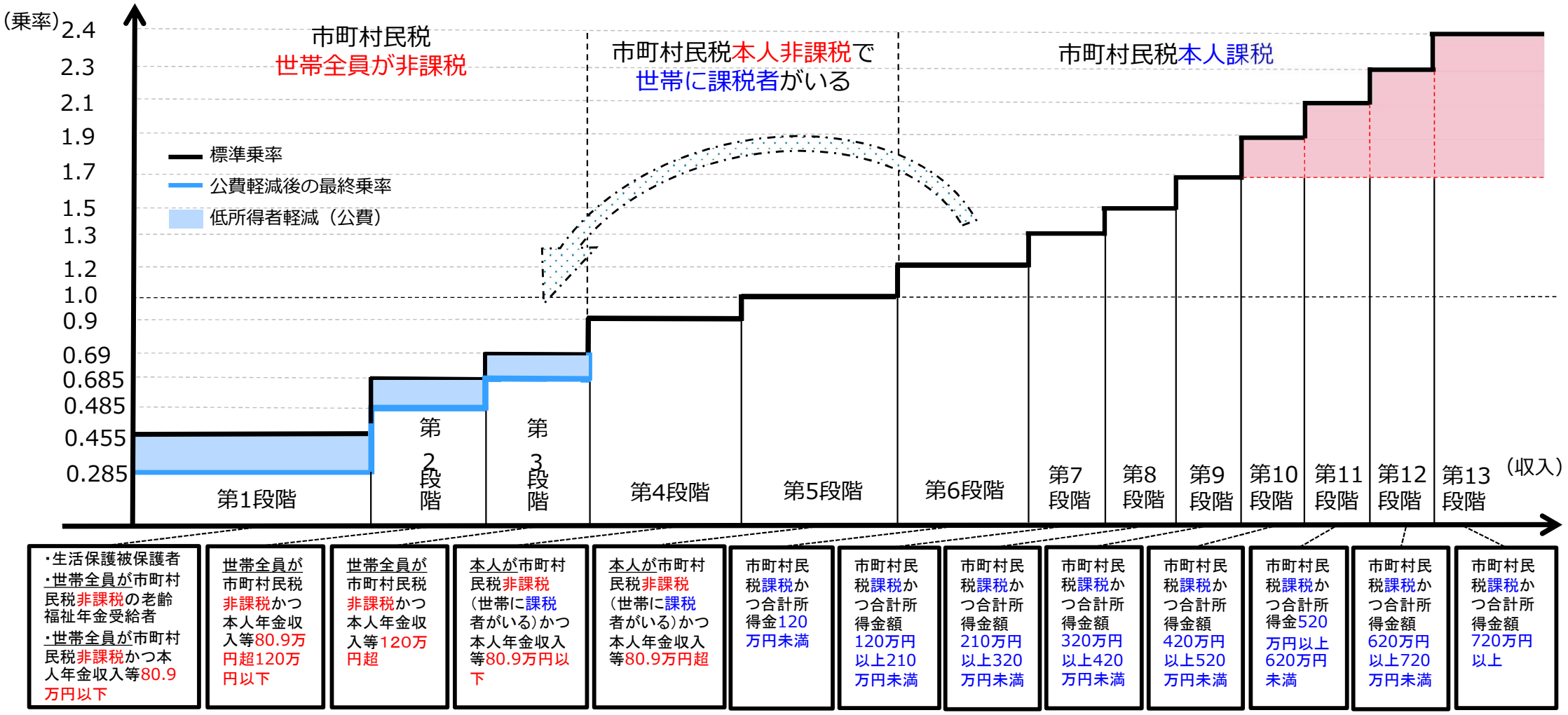

給与所得控除の見直し（令和7年度税制改正）

第5回税制調査会（令和7年5月15日）
総務省説明資料抜粋

○ 勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨。
　－「税制の抜本的見直しについての答申」（政府税制調査会　昭和61年10月）

○ 給与所得控除は所得計算の一部であるため、個人住民税も現在、最低保障額は55万円で所得税と同一。

○ 個人住民税については、令和7年分所得に係る令和8年度分から適用。

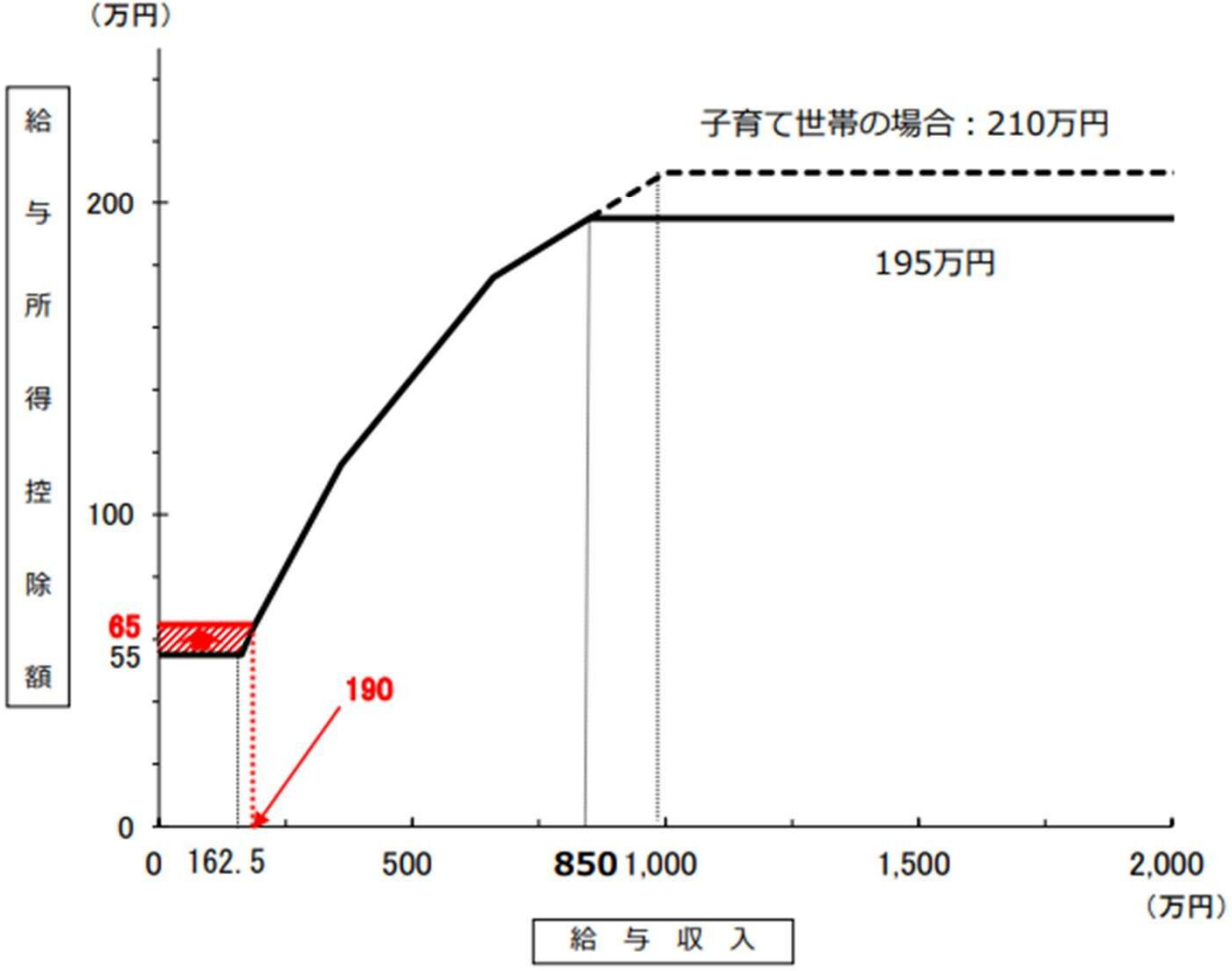

給与所得控除額（改正後）

最低保障額：55万円 → 65万円	
給与収入	**控除額**
~~180万円以下~~	~~収入金額×40%−10万円~~
360万円以下	収入金額×30%+8万円
660万円以下	収入金額×20%+44万円
850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円